

松本市行政文書における性別記載に関する指針（令和7年改訂版）

1 目的

本市は、全ての人々が、性別に関わりなく、かけがえのない個人として尊重され、多様性を認め合いながら、生き生きと暮らせるまちを目指しています。多様な性の在り方や、LGBTQ（性的マイノリティ）の方への理解が進んできてはいるものの、手続等の際に性別を再確認されるなど、性別違和を持つ人や男女選択に抵抗を感じる人が、精神的な苦痛を感じるといった例があります。市は、このような方々の心情に配慮し、国や県の定めがあるものなど、やむを得ない場合を除き、申請書、証明書等の性別記載欄について見直していますので、この指針に照らし合わせて業務を遂行するようにしてください。

2 性別記載に関する基本的な考え方

原則として、各種申請書等の性別記載欄及び証明書等への性別表示は設けないこととします。

3 例外として性別が必要な場合の例（戸籍上の性別か、自身が認識している性別かは都度判断）

(1) 国・県等の指定様式を使用する場合

(2) 統計に関わるもの

施策等の策定に当たり、性別の差が重要な情報となる調査、アンケート等

（例 男女共同参画を推進する上で必要な男女の参画実態把握調査）

(3) 医療提供上必要なもの

医療提供や健診、保健指導等

(4) 性別による対応の違いや配慮が必要なもの

部屋割り、更衣室確保など。ただし、この場合においては性別違和者への配慮が別に必要

(5) 本人確認に必要なもの

医療・災害現場において性別情報が本人確認上必要な場合等

4 性別情報を収集、表記する場合の配慮

収集、表記の必要性について十分精査の上で、性別記載欄を設ける場合は「男」、「女」だけでなく、他の選択ができるよう配慮すること。また、性別情報がなぜ必要なのか理由を表記し、どの「性別」（戸籍上の性別か、自身が認識している性別か）を記入してほしいのかを明確にすること。

【性別記載欄を設ける場合の例】

例1 性別（ 男 女 回答しない）

（「回答しない」の他に、「どちらともいえない」、「わからない」等も）

例2 性別（ ）

なお、次のような記入に当たっての説明を加える。

※ 記入は任意です。

※ 答えたくない方は記入不要です。

※ ○○に必要ですので戸籍上の性別を記入してください。

※ ご自身が認識している自分の性別を記入してください。

5 運用 この指針は、令和2年12月1日から運用する。（令和7年8月19日改訂）